

む こ がわ
武庫川流域総合治水推進計画

注) 本資料は、パブリック・コメント手続に供した武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】から修文した頁を抜粋した資料である。

【修文の凡例】

- ~~——~~ はパブリック・コメント手続に供した推進計画（仮称）【県案】からの削除箇所
- 赤字 はパブリック・コメント手続に供した推進計画（仮称）【県案】からの追記箇所

平成 22 年 11 月

武庫川流域総合治水推進協議会

第2章 計画の目標

第1節 計画対象区域

計画の対象区域は、武庫川流域全体とする。

第2節 計画対象期間

計画の対象期間は、~~概ね~~20年間とする。

第3章 雨水の一時的な貯留等に関する事項（流域対策）

第1節 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施

1 計画対象洪水と河川への配分流量に関する考え方

「武庫川水系河川整備計画（案）」では、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水を目標としている。この計画と整合を図り、流域対策による流出抑制量を $30\text{m}^3/\text{s}$ とする。

なお、県及び市は、長期的には、武庫川水系河川整備基本方針に記載したとおり、流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により、流出抑制量 $80\text{m}^3/\text{s}$ を確保するものとする。

表 3.1 目標とする流量とその配分

河川名	計画基準点	流域対策	洪水調節施設整備	河道対策	目標流量
武庫川	甲武橋	$30\text{m}^3/\text{s}$	$280\text{m}^3/\text{s}$	$3,200\text{m}^3/\text{s}$	$3,510\text{m}^3/\text{s}$
		($80\text{m}^3/\text{s}$)	($910\text{m}^3/\text{s}$)	($3,700\text{m}^3/\text{s}$)	($4,690\text{m}^3/\text{s}$)

()内は、河川整備基本方針の目標流量

第4章 浸水被害の拡大を防止するための措置に関する事項（減災対策）

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水があふれ出て、沿川の住民や家屋等に被害が生じた場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を図る必要がある。

流域市と協力し住民に直接的に働きかけて、水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知啓発、洪水時の避難に必要な河川情報の提供など、水害時の被害を小さくする減災対策を次の4項目を柱として推進する。

減災対策の推進にあたっては、県の「ひょうご治山・治水防災実施計画」、県・流域各市の地域防災計画を踏まえて実施する。

1 水害リスクに対する認識の向上（知る）

水害リスクに対する認識の向上を図るため、減災対策をモデル的に進める地区を設定し、ハザードマップを基に我がまちを歩く体験型講座を行い、住民が水害リスクを知る機会を多く提供していく。更に住民が理解できるハザードマップを作成、その内容を広く伝える地域防災の担い手を育成するなど、平常時から住民の防災意識の向上に努める。

(1) 水害リスクを知る機会の提供

県及び市は、ハザードマップなどを活用しながら、我がまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。

(2) 水害リスクを知るツールの整備

県及び市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国の事例を参考にして、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。

また、県はCGハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討し活用する。

(3) 防災の担い手となる人材の育成

県及び市は、行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。住民が災害時にとるべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座、~~ひょうご防災カレッジ~~等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。

特に武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。

また、行政の担当職員も武庫川の水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。

2 情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）

住民の円滑かつ迅速な避難活動や地域での水防活動を支援し、洪水による被害の軽減を図るため、武庫川下流部においてを「~~洪水予報を実施河川~~」に指定し、洪水予測情報の充実を図る。

また、河川の画像情報や防災無線の整備を進めるなど、住民に迅速にかつ確実に防災に関する情報を提供する。

（1）避難情報の伝達

県は、市及び住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を図る。

（2）河川情報の伝達

県は、河川が氾濫した場合に大きな被害が想定される武庫川下流部において、气象台と共同して、雨量と水位を予測して発表する「洪水予報」を実施する。

また、既存のシステムの拡充を図り、水防上重要な箇所を増水する河川の画像情報を市や住民に提供、配信していくとともに、サイレン・回転灯を設置して、迅速な避難活動の支援を図る。洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。さらに、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信の検討を進める。

（3）水防体制の強化

県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に開催するなど、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。

また、県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災態勢の強化に努める。

4 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）

浸水被害が想定される地域において、河川対策とともに水害に備えたまちづくりへの誘導策を県・市の関係部局で検討する。また、水害からの早期復旧を図り、平常時の暮らしを回復するため、保険制度への加入促進を図るなど水害への備えに万全を期すよう努める。

（1）水害に備えるまちづくりへの誘導

県及び市は、まちづくりとの連携に不可欠な水害リスクに対する認識を高めると共に、水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け県・市の関係部局で検討する。

（2）重要施設の浸水対策

県及び市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造とするなど、重要施設の浸水対策について検討する。

（3）水害に対する保険制度の加入促進

県及び市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の保険制度への加入促進に努める。

第5章 計画の見直し等に関する事項

県及び市は、計画の進捗状況に関し協議会において報告を行い、その活動状況等を適切に情報発信する。

また、実施にあたっては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検するとともに、県が「武庫川水系河川整備計画」のフォローアップのために設置する「武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（仮称）」での、流域対策、減災対策に関する意見も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

具体策 1 流域市と連携したモデル地区での地域防災力の強化

■基本的な考え方

- 住民に直接的に働きかける取組を実施する。
- 防災の取組が継続的に進められるよう、継続して防災に関わっていただける地区の人材（防災普及活動の担い手）を活かすことに努め、それを行政がサポートする環境づくりに努める。
- モデル地区での取組状況を検証して、流域各市で情報を共有し、効果的な進め方になるよう改善していく。
- モデル地区の取組を積極的に広報し、対象地区を広げていく。

■具体的な展開と各主体の取組

